

「元塔南高等学校第2グラウンド敷地に係る土壌汚染調査業務(地歴・表層調査)委託」の  
プロポーザル要項

## 1 業務の概要

- (1) 業務名称  
元塔南高等学校第2グラウンド敷地に係る土壌汚染調査業務(地歴・表層調査)委託
- (2) 履行期間  
契約の日の翌日から令和8年10月30日まで
- (3) 業務内容  
別添の「仕様書」に記載のとおり。
- (4) 契約上限額  
10,384,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 応募資格

次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。ただし、本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、本件プロポーザル等においては、競争入札有資格者とみなす。
- (2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 平成28年度から令和7年度までに土壌汚染対策法に基づく3,000㎡以上の土地を対象とした土地利用履歴調査及び表層調査の実績を有すること。
- (4) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の登録があること。
- (5) 管理技術者及び照査技術者を配置し得ること。  
なお、管理技術者及び照査技術者の条件は、土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者であること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 計量法第107条に基づく登録を受けていること。

## 3 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

参加を希望する場合は、次の各号に基づき、参加希望申出書等を提出すること。

- (1) 提出書類

(作成上の留意点)

- ・ 各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。
- ・ 用紙の大きさは、全てA4サイズとし、色合いは白黒2色とする。
- ・ 記入欄が不足する場合は、適宜増やすこと。

- ア 参加希望申出書(第1号様式)
- イ 業務実績調書(第2号様式)
- ウ 配置担当者調書(第3号様式)

(2) 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時まで

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(3) 提出方法

ア 提出部数

2部（原本1部、複写1部）

イ 提出方法

持参又は郵送（必着）とし、これ以外の方法（FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

なお、持参の場合は、必ず事前連絡のうえ、提出先に持参すること。郵送の場合は、到着したことを電話にて確認すること。

ウ 提出先

京都市教育委員会事務局

教育環境整備室 里井、菅野（電話 075 - 222 - 3796）

〒604 - 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所

(4) 参加資格を確認した結果の通知

ア 資格の確認結果は、3(2)の提出期限から休日を除く5日以内に、応募者へ通知する。

イ 資格が認められなかった場合は、その理由を、令和8年5月8日（金）午後5時までに、書面で求めることができる。

求められた理由の回答については、提出期限から休日を除く5日以内に、応募者へ書面で通知する。

#### 4 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

参加資格の確認を受け、資格を有すると認める旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

（作成上の留意点）

- ・ 各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。
- ・ 用紙の大きさは、全てA4サイズとし、カラー表現を認める。
- ・ 文字は、判読可能なサイズ（11ポイント以上を推奨）とすること。  
必要に応じて図・写真等を用いてもよい。
- ・ 記入枠が不足する場合は、適宜広げること。ただし、各様式につき3ページまで。
- ・ 各提出様式の内容は専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ア 企画提案書（第4号様式）

イ 配置担当者調書（第5号様式①、②及び③）

㊦ 第5号様式①は統括責任者について、第5号様式②は主任担当者について、第5号様式③は担当者について記載すること。

㊧ 「業務実績」は、本件業務と同種又は類似の業務のみを記載すること。

なお、同種業務と類似業務は以下の業務とする。

- ・ 同種業務

平成28年度以降に履行済みであり、業務実施時点で本市の3,000㎡以上の市有地を対象とした土壤汚染対策法に基づく土地履歴調査及び表層調査

・ 類似業務

平成28年度以降に履行済みの京都市内3,000㎡以上の土地を対象とした土壤汚染対策法に基づく土地履歴調査及び表層調査

(7) 「手持業務の状況」は、令和8年4月27日(月)時点(公募開始日)で、担当している業務について記載すること。

ウ 業務実施に関する調書(第6号様式)

(7) 第6号様式①は、本件業務実施の取組方針、配慮すべき事項等を記載すること。

(4) 第6号様式②は、本件業務実施に当たっての手法として、取組体制、履行期間内に確実に遂行できる工夫された工程計画等を記載すること。

取組体制は、法務、財務、技術等に係る業務体制のほか、当該業務の従事担当者(統括責任者、主任担当者及び担当者)は、本件業務と同種又は類似の業務実績のみを記載すること。

なお、協力者(下請負契約等)がある場合は、その名称、分野及び体制も併せて記載すること。

エ 提案事項に関する調書(第7号様式へ以下(7)~(9)全ての項目を記載すること。)

(7) 提案の的確性

- a 業務の履行に当たって早期に履行できるような工夫がなされているか。
- b 業務履行に当たって、配慮すべき課題(二次汚染の防止及び近隣への説明等)が十分な内容となっているか。

(4) 提案の独創性

専門的なノウハウもしくは過去の実績を活かした提案であるか。

(7) 提案の成果達成の期待度・実現性

提案された課題解決の手法が、過去の実績等を鑑み、実現可能性の高い提案となっているか。

オ 見積書(第8号様式)

受託価格(消費税及び地方消費税を除く。)を記載すること。

予定価格を超える金額を提出された場合は、失格とする。

なお、見積書には表層調査の地点数を明示すること。(数量が地歴調査の結果により変更となれば金額も変更の対象となるため。)

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで

受付は休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 提出方法

3(3)と同様とする。

## 5 プロポーザルに関する質問

### (1) 質問期間

公募を開始した日の翌日から令和8年5月7日（木）まで

受付は休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

### (2) 受付方法

メール又はFAXによるものとし、これ以外の方法（持参、郵送等）による提出は受理しない。

なお、FAXの場合は、事前に送付する旨を電話で連絡すること。

メールアドレス：jutakukanri@city.kyoto.lg.jp

FAX：075-222-3526

### (3) 質問に対する回答方法

回答は、令和8年5月12日（火）午後5時までに京都市教育委員会教育環境整備室のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/category/179-19-3-0-0-0-0-0-0-0.html>）に掲載する。

## 6 受託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

### (2) 評価項目及び評価点

別表「評価基準及び評価点について」を参照

「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点(以下「本評価点」という。)の合計が、本評価点の最高得点の合計（66点）を2で除して得た点数（33点）を下回る場合にあっては、受託候補者に選定しない。

### (2) 選定結果の通知

ア 選定の結果は、令和8年5月27日（水）までに、応募者へ通知する。

イ 選定結果についての説明を、アの通知を受けた日から休日を除く7日以内に、書面で求めることができる。

これへの回答は、前述の書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で行う。

## 7 応募上の留意点

(1) 企画提案書の作成及び提出に掛かる費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(3) 提出された企画提案書は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがある。

ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とする。

(5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(6) 契約後、企画提案書に記載された配置担当者は、病気、死亡等の特別な場合を除き、変更できない。

(7) 次に該当する企画提案書を提出した場合は、失格となる場合があるため、注意すること。契約後に判明した場合は、契約を取り消すことがある。

- ア 虚偽の記載があると認められるとき
  - イ 提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるとき
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
  - エ 記載内容が各様式の留意事項に適合しないとき
  - オ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た内容については、契約の有無を問わず、何人にも漏らしてはならない。
- (9) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、失格となることがあるため、注意すること。

## 評価基準及び評価点について

評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
配置 担当者 の資格 及び 実績等	統括責任者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	8		
		A：同種2件以上 B：同種1件かつ類似1件以上 C：同種1件又は類似2件以上 D：類似1件 E：0件			
	統括責任者の 手持業務の件数	A B C D E	2		
		A：2件未満 B：2件 C：3件 D：4件 E：5件以上			
	主任担当者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	8		
		※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績の評価と同じ			
	主任担当者の 手持業務の件数	A B C D E	2		
		※統括責任者の手持業務の件数の評価と同じ			
	担当者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	8		
		※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績の評価と同じ			
	担当者の 手持業務の件数	A B C D E	2		
		※統括責任者の手持業務の件数の評価と同じ			
本店又は支店の 所在地	A C E	4			
	A：本店所在地が京都市内 C：支店所在地が京都市内 E：A又はC以外				
評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
業務 実施 方針等	業務の理解度	A B C D E	10		
		A：非常によく理解している B：よく理解している C：普通 D：理解不足 E：理解していない			
	業務実施方針の 妥当性	A B C D E	12		
		A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分			
業務実施手法の 妥当性	A B C D E	10			
	A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分				

提案 事項等	提案の的確性	A B C D E	6		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の独創性	A B C D E	6		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の成果達成の 期待度・実現性	A B C D E	6		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	見積価格	A B C D E	16		
		A：(予定価格×60%)未満 B：(予定価格×60%)以上、(予定価格×70%)未満 C：(予定価格×70%)以上、(予定価格×80%)未満 D：(予定価格×80%)以上、(予定価格×90%)未満 E：(予定価格×90%)以上、予定価格以下			

備考1 「評価点」は、「配点」と「評価の換算値」の積とする。

2 「評価の換算値」は、「評価」を次のとおり換算する。

A=1、B=0.75、C=0.5、D=0.25、E=0

3 「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点(以下「本評価点」という。)の合計が、本評価点の最高得点の合計(66点)を2で除して得た点数(33点)を下回る場合にあっては、受託候補者に選定しない。

4 同種業務と類似業務は以下の業務とする。

- ・ 同種業務

平成28年度以降に履行済みであり、業務実施時点で本市の3,000㎡以上の市有地を対象とした土壌汚染対策法に基づく土地履歴調査及び表層調査

- ・ 類似業務

平成28年度以降に履行済みの京都市内3,000㎡以上の土地を対象とした土壌汚染対策法に基づく土地履歴調査及び表層調査